

資料 4

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の改定について

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条に基づき、ごみの分別方法や出し方、減量、リサイクルの推進、処理方法など、本市の一般廃棄物(ごみ)に関する基本的な考え方や目標、基本方針及び施策等を定めた法定計画です。

この計画は、国の指針において、計画期間は10年から15年間とし、5年ごとに見直すこととされています。

現行計画は、平成28年度から令和12年度の15年間を計画期間としています。今回、計画期間の10年目にあたる令和7年度に見直しを行い、以降の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

本計画は、佐賀県東部環境施設組合が策定する(循環型社会形成推進交付金の申請のために必要な)地域計画の基礎となる計画でもあることから、東部環境施設組合がコンサルタントに発注し、東部環境施設組合主導で改定作業を進めています。

今回の改定内容としては、主に以下の2点です。

- ① ごみ処理について、「鳥栖・三養基西部環境施設組合(1市2町)」の枠組みから「佐賀県東部環境施設組合(2市3町)」への変更があったため、現状に合わせた内容に修正。
- ② ごみ排出量の変動を反映させるため、前回改定時以降5年間のごみ排出量の変動(令和2~6年)を踏まえて目標年度(令和12年)までの廃棄物排出量を再度推計し、目標値を設定。

その他、施策の変更・追加等についての更新を行っています。

資料「主な変更点」は、前回の計画からの主要な変更事項をまとめたものになっています。この資料に沿って、今回の改定での主な変更内容についてご説明させていただきます。